

あなたの相談が大事な一歩に

障がい者への虐待は、その尊厳を害する重大な権利侵害です。障がい者の自立と社会参加にとっても、障がい者虐待の防止を図ることが極めて重要です。平成24年10月に、いわゆる「障害者虐待防止法」が施行され、蒲郡市でも同年4月に「蒲郡市障がい者虐待防止センター」を設置しました。

障がい者虐待の防止に努め、障がい者の権利を守る気運は高まっています。

福祉課 ☎66♦1106

障がい者虐待とは

身体・知的・精神など、心身の機能に障害があり、生活に相当な制限を受けている方

が

- ・暴力を振るわれている
- ・ひどい言葉を投げられている
- ・金銭を勝手に使われている
- ・必要な介助を受けていない など

あれって虐待じゃないのかな？
でも……

仕方がないのかな
言うほどのことでもないのかも
お互い了承のことなのか
ほんとに障がい者なんだろうか



自分で助けを求めたり、防御したりすることができない人もいます。
隠したり、閉鎖的になったりすることがあります。
当事者もどうしたらいいかわからないこともあります。

「虐待かもしれない」と思ったら相談を！ その電話が虐待防止の効果的な一歩になります！

大切なことは、虐待が起きないようにすること、虐待状態の悪化を防ぐことです。
虐待の事実があったときは、その原因を見つけて取り除き、
本人と家族などがよりよい環境で暮らすことができるように、
サービスや支援をとともに考えていきます。

障がい者への虐待に関する相談

- 平日（午前8時30分～午後5時15分）
福祉課 ☎66♦1106 FAX66♦3130
障がい者虐待防止センター ☎68♦3612
 - 休日（24時間）平日夜間（午後5時15分～午前8時30分）
市役所当直 ☎66♦1111 FAX66♦1207
- ※休日・平日夜間に連絡をされた方は、一度当直で受け付けし、その後、福祉課担当者より折り返し連絡します。

◎個人情報厳守します。

◎相談を受けると、事実確認を市など関係機関が連携して行います。

25年度の相談件数 …………… 24件
確認し、実際に虐待の事実があった件数 …………… 6件